

名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の制定についてに対する修正について

名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の制定についてに対する修正

名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の制定についての一部を次のように修正する。

第3条を第6条とし、同条の前に次の1条を加える。

(市民への公表及び市会への報告)

第5条 市長は、毎年度、本市の個人番号の利用状況等を取りまとめ、その概要を市民に公表するとともに、市会に報告するものとする。

第2条の見出しを「(個人番号の利用範囲)」に改め、同条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。